

「工作物石綿事前調査者講習」開催のご案内

—Web(ネット)でも申し込みができます—

主催 岐阜労働局長登録機関
公益社団法人 岐阜県労働基準協会連合会

登録番号:岐阜7
登録有効期間満了日:令和12年3月24日

令和5年に改正された石綿障害予防規則により、令和8年1月1日から工作物の解体等作業を行う際の事前調査を行う者の資格要件が定められました。本講習は、工作物の解体等作業における事前調査を行うために必要な資格を付与するための講習です。この講習は都道府県労働局長の登録を受けた団体等が実施することとされていますが、(公社)岐阜県労働基準協会連合会は令和7年3月24日に岐阜労働局長から登録通知を受けています。

1) 講習期日と会場・定員・申込受付期間

講習期日	会場	定員	申込受付期間
令和8年 11月24日(火) 11月25日(水)	ワークプラザ岐阜 (岐阜市鶴舞町2-6-7)	50名	令和8年2月13日(金)~11月4日(水) (Webによる申込みは令和8年11月10日 までに完了してください)

注1:定員になり次第締切りますので、まずお電話で空き状況をご確認のうえ申込手続きをお願いします。

注2:講習時間は、7)をご参照ください。なお受付時間は8:30~9:00です。**遅刻・早退は修了できません。**

注3:講習当日は受講票と筆記用具を持参してください。(受講票は受講日の2週間前に 発送・発信いたします。)
Web申込みの方はメールで届く受講票の画像または印刷したものを講習当日の受付で提示してください。

注4:受講者変更やキャンセル等の諸手続きは(公社)岐阜県労働基準協会連合会へご連絡ください。

2) 受講料 (消費税10%含む)

1名につき 44,000円 テキスト代 5,280円 合計 49,280円
労働基準協会会員 47,780円

※岐阜県内の労働基準協会会員にはテキスト代より1,500円補助しています。

※テキスト改訂に伴う価格の変更が発生する場合がございます。

※テキストは講習会の初日、会場にてお渡しします。

注:受講料は講習開催日の3営業日前までに納めてください。

3) 受講資格

別紙1【受講資格要件一覧】をご確認の上、必要書類を受講申込書に添付してください。

4) 申込方法

受講申込書に、写真1枚(申請前6ヶ月以内に撮影した上三分身、正面脱帽、背景無地、縦3.0cm×横2.5cm)、本人確認用の運転免許証又はマイナンバーカードの写し(表面のみ)と受講料を添えて、5)の申込先にお申し込みください。なお、受講料を送金される場合は、現金書留もしくは銀行振込にてお願いします。

(振込み手数料は振込人負担でお願いします。)

また、ご都合で受講を取り止められる場合は、**開催日の3営業日前まで**にご連絡願います。期日までに連絡がないときは受講料をお返しできません。

※ Web(ネット)申込は岐阜県労働基準協会連合会HP:各種講習・教育→工作物石綿事前調査者講習のページからログイン願います。

5) お問合せ・受講申込みは…

協会名	所在地・電話・FAX	銀行振込の場合
(公社)岐阜県労働基準協会連合会	TEL058-270-0380	十六銀行 梅林支店 普通預金0333551
	〒501-6133 岐阜市日置江4-48 FAX058-270-0388	大垣共立銀行 岐阜支店 普通預金 1099594

6) 修了証明書の交付

講習の全科目を修め、修了考査に合格した方に後日郵送で「修了証明書」を交付します。

不合格の方には、「受講証明書」を後日郵送します。

7) 講習科目及び講習時間 (時間割、科目は変更する場合があります。)

	講習科目	時間	講習時間
第1日目	ガイダンス	9:00 ~ 9:20	
	① 工作物石綿事前調査に関する基礎知識1	9:20 ~ 10:20	1時間
	② 工作物石綿事前調査に関する基礎知識2	10:30 ~ 11:30	1時間
第2日目	③ 石綿使用に係る工作物図面調査	12:30 ~ 17:00	4時間
	④ 現場調査の実際と留意点	9:00 ~ 14:20	4時間
	⑤ 工作物石綿事前調査報告書の作成	14:30 ~ 15:30	1時間
	修了考査	15:50 ~ 17:30	1時間40分

個人情報の取扱いに関する事項(提出いただく情報の取扱いについては、下記の事項を確認のうえお申し込みください。)

※ ご提出いただきました個人及び企業・団体に関する情報は、当会が責任を持って管理し①名簿の作成②修了証の発行③修了証の再発行のための台帳作成④受講料等の入金確認等、申込みいただきました講習会の適正な運営のため以外には使用いたしません。

受講No.		工作物石綿事前調査者講習受講申込書			
会場・開催日		ワークプラザ岐阜 令和 8年11月24・25日			
事業所名					
所在地		〒 -			
連絡者名		フリガナ 氏名		電話番号	() - 内線
受講者	フリガナ 氏名	(旧姓氏名または通称 *1)			写真欄 写真の裏に氏名を記入のこと サイズ 3.0cm×2.5cm
	生年月日	西暦	年	月	日
	現住所	〒	-	携帯電話番号	- -
受講料		会員 非会員			
インボイス発行		<input type="checkbox"/> 請求書発行を希望する(必要な場合はチェック願います) *3			
		円 *2		銀行振込 (月 日 予定)	

- *1 旧姓氏名又は通称の記載を希望される場合は、戸籍謄本、旧姓(通称)を併記した住民票、運転免許証等いずれかの証明書を添付してください。
 - *2 会員とは、岐阜県内の労働基準協会会員のことです。
 - *3 領収書は原則発行しませんので、請求書と振込明細等でインボイス対応してください。
- 本人確認のため以下の添付欄に、運転免許証又はマイナンバーカードの写し(表面のみ)を添付してください。

--	--

☆受講資格に関する石綿作業主任者技能講習修了証、実務経験証明書等は裏面へ。

1 受講資格区分① 石綿作業主任者技能講習修了証(写し)を添付
(2以下の実務経験証明書等は不要です。)

表面	裏面
----	----

2 受講資格区分②～⑥

工作物に関する実務経験証明書

受講申請者 氏名		生年 月日	西暦 年 月 日	受講資格 区分	
工作物に関する実務経験内容					
工作物に関する実務経験年数		_____年 月 日～ _____年 月 日 計 _____年 _____か月			
本受講申請者は、上記のとおり工作物に関する実務経験を有することを証明します。 令和 _____年 _____月 _____日 所在地 事業場名 代表者職氏名 ㊟					

- (1) 受講資格区分②～⑤について
2の実務経験と併せて、卒業証明書(原本)もしくは卒業証書の写しが必要です。
工学に関する課程には、機械科、交通工学科、造船科、電気科、電子科、情報技術科、建築科、土木科、地質工学科、化学科、材料工学科、航空科などがあります。
- (2) 受講資格区分⑦、⑫について
実務経験の証明においては、工作物石綿事前調査の実務経験が必要となります。
- (3) その他の注意事項
(1) 実務経験のある会社が複数あり、通算する必要がある場合は会社ごとに1枚の証明が必要です。
(2) 工作物に関する実務経験とは、工作物の研究、設計、製作又は据付等の業務の経験をいい、これらには工作物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれます。
(3) 対象となる工作物及び事前調査の資格については別紙2【対象工作物及び事前調査の資格】をご参照ください。